

企業主導型保育事業指導・監査等基準

第1 目的

この基準は、こども家庭庁からの委託を受けて公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）が実施する企業主導型保育事業における指導・監査及び巡回指導（以下「指導・監査等」という。）について必要な事項を定め、これに基づき統一かつ効率的な指導・監査等を行うことにより、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認するとともに、保育の質の向上等を図ることで、利用児童の安全及び適正かつ円滑な施設運営を確保することを目的とする。

第2 基本方針

1 指導・監査等を効果的かつ効率的に実施するため、毎年度当初に、指導・監査に係る重点事項を定めるとともに、指導・監査等の実施計画を策定する。実施計画は、施設における諸般の事情等を考慮して定めるものとする。年度中、必要に応じて見直すことができるものとする。

2 指導・監査等は、協会自らが実施するもののほか、第三者に再委託して実施することができるものとする。ただし、協会は、再委託が必要であると判断した場合には、あらかじめこども家庭庁と協議を行い、その承認を得るものとする。

再委託を受ける事業者は、当該事業者又はその関連事業者が、助成を受けた企業主導型保育事業の実施者（以下「事業実施者」という。）である場合又は事業実施者に対してコンサルティング業務（こども家庭庁が行う補助事業及び委託事業に関するものは除く。）その他施設に対する適正な指導・監査等の実施に支障をきたすおそれがある業務を実施する場合には、それらの施設への指導・監査等を行ってはならない。なお、ここでいう関連事業者とは、100%同一の資本に属するグループ企業又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び関連会社並びに協会が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等を指す。

3 協会は、指導・監査等の業務の一部を再委託して実施する場合は、業務を効果的かつ効率的に実施するため、協会と再委託を受ける事業者との役割分担を検討することとする。役割分担の検討にあたり、これまでの指導・監査等に係る結果や経緯等から、協会が指導・監査等を実施することが適当と認められる施設については、協会において指導・監査等を行うものとする。

### 第3 指導・監査の実施

- 1 指導・監査は、事業実施者に対し、児童の処遇等の保育内容、保育士等の職員の体制、施設整備等の助成要件を確認するために実施する。
- 2 指導・監査は、立入調査、特別立入調査及び午睡時抜き打ち調査をいうものとする。なお、指導・監査は公平不偏に実施し、一方的判断を押しつけることのないよう留意するとともに、指導・監査の趣旨及び内容等を明らかにし、事業実施者等の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。また、指導・監査時において、施設の保育の提供に影響を及ぼさないよう、十分に配慮するものとする。
- 3 指導・監査のうち、立入調査及び午睡時の抜き打ち調査は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和6年3月29日こども家庭庁こ成保第206号)の別添「認可外保育施設指導監督基準」、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)及びその他の国から発出される通知等の内容を勘案して定める別添「指導・監査評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づき実施する。
- 4 立入調査は、原則として年1回、計画的に実施する。ただし、やむを得ない理由によりこれが困難である場合は、立入調査に代えて、遠隔調査を実施することもある。なお、遠隔調査に係る実施方法等については、こども家庭庁と協議の上、協会が別に定めるものとする。
- 5 立入調査の実施に当たっては、事業実施者に対し、当該施設における帳票等の準備のために、様式1の立入調査実施通知書を事前に送付するとともに、自主点検表、利用乳幼児・職員に係る確認リスト及び登降園簿・職員出退勤記録の事前提出を求め、提出書類の確認を行うものとする。ただし、必要に応じて、事前通告せずに実施することや事前通告期間を短縮して実施することもある。
- 6 特別立入調査は、施設の運営等について問題が発生した場合や発生のおそれがあると認められる場合、又は通報や苦情があった場合などであって、協会が開催する企業主導型保育事業本部長を議長とする会議(以下「特別立入調査会議」という。)において必要と認められた場合に、こども家庭庁と協議し、当該施設に対する調査方針等を同会議であらかじめ検討・決定した上で、随時、抜き打ちに実施する。なお、通報等があった場合には、通報者の保護を図るものとする。このほか、特別立入調査に係る実施方法等については、こども家庭庁と協議の上、協会が別に定めるものとする。
- 7 午睡時抜き打ち調査は、乳幼児の安全確保の観点から、午睡時の職員配置状況や午睡の状況の確認等のため、計画的に、抜き打ちに実施する。なお、当該調査時は、従前に実施した立入調査等の指導に対する改善状況についてもできる限り

確認することとする。このほか、午睡時の抜き打ち調査を実施する施設の選定に係る基準は、こども家庭庁と協議の上、協会が別に定めるものとする。

- 8 指導・監査は、原則として関係法令等に係る知識と経験を有する者を含む2名以上の者で実施するものとする。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合には、必要に応じて保育士等の保育内容等に係る専門的知識を有する者を加えるものとする。

- 9 指導・監査を行う者は、こども家庭庁と協議の上、協会が別に定める身分を証明する証票を携帯するものとする。
- 10 施設への指導・監査だけでは、運営状況や経理状況が十分に把握できない場合は、当該施設を設置又は運営する法人等の事務所に対して指導・監査を実施し、必要な報告徴収をするものとする。
- 11 指導・監査における調査、質問等は、施設の設置者又は運営の責任者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取するものとする。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。また、施設内での虐待が疑われる場合は、利用児童の様子を確認するものとする。

#### 第4 指導・監査の結果の処理

- 1 指導・監査を実施した者は、指導・監査終了後、現地において関係者の出席を求めて結果の講評及び必要な助言・指導を行うものとする。
- 2 指導・監査を実施した者は、速やかに実施した指導・監査の内容及び結果について様式2の復命書（特別立入調査を実施した場合においては、調査結果報告書）を作成するとともに、復命会（特別立入調査を実施した場合においては、特別立入調査会議。以下同じ。）において報告を行うものとする。なお、協会から再委託を受ける機関が指導・監査を実施した施設については、当該機関において報告者を選任の上、協会の承認を得て復命会に出席し報告するものとする。

復命会においては、現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する指導内容を検討、決定する。
- 3 復命会には、保育士等の保育内容等に係る専門的知識を有する者を参加させることとする（特別立入調査会議においては、会議の議題に児童の処遇等の保育内容等に関するものが含まれる場合に限る。）。)
- 4 復命会において、評価基準等に照らして文書指導により改善を求めるとあると決定した場合は、様式3の立入調査結果通知書により事業実施者に通知するものとする。この場合、通知書には改善すべき事項を明記し、1か月以内の回答期限を付して改善指導を行うものとする。

協会から再委託を受ける機関が指導・監査を実施した施設については、復命会の決定内容に基づき、上記と同様の改善指導を行うものとする。

- 5 協会は事業実施者に対して文書指導により改善指導を行った場合は、事業実施者から様式4の改善報告書により報告を求めるものとする。なお、改善に時間を要する事項については、改善計画の提出を求めるものとする。

なお、事業実施者に口頭指導により改善指導を行った場合においても、その指導内容に応じて、立入調査時等に対面により又は事後に文書による報告若しくはこれに準ずる電話等の方法により、改善状況の確認を行うものとする。

- 6 事業実施者から改善結果（改善計画）を報告させるに当たっては、次に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 改善措置を必要とする事項について、改善是正を検討・報告したときの理事会等の議事録の写し

(2) その他こども家庭庁又は協会が必要と認める書類

- 7 事業実施者から改善指導に係る回答又は提出があった場合、協会は施設の改善状況を確認するため、必要に応じ、再度指導・監査を行うものとする。事業実施者から協会に対して、回答期限又は提出期限が経過しても回答又は提出がない場合についても、同様とする。

協会から再委託を受ける機関が指導・監査を実施した施設について、改善指導に係る回答又は提出があった場合、次回の復命会において報告し、必要に応じて再度指導・監査を行うことがある。

- 8 協会は、事業実施者に対し複数回にわたり改善指導を行ってもなお改善が見られない場合、指導・監査の拒否又は妨害、実地指導等における虚偽の報告又は書類偽造等、著しい不正・違反等が判明した場合には、企業主導型保育事業助成要領の規定に基づく助成決定の取消しその他必要な措置（新規の利用児童の入所の停止措置を含む。）を講じることができるよう、直ちにこども家庭庁に報告するほか、必要な措置を講じる。

## 第5 巡回指導の実施

- 1 巡回指導は、助成を受けた事業実施者に対し、保育の質の向上を図るとともに児童の安全等を確保する観点から、施設における保育内容等に関する助言・指導を行うために実施する。

- 2 巡回指導は、保育内容等に関する助言・指導を適切に行うための確認内容等を定める別添「巡回指導基準」を活用して実施する。

- 3 巡回指導は、開所して間もない施設や巡回指導を希望する施設、立入調査等の内容及び結果等を踏まえ保育内容等に課題があると認められる施設などであつて、協会が開催する巡回指導会議において必要と認めた施設に対し、計画的に実

施する。このほか、巡回指導に係る実施方法等については、こども家庭庁と協議の上、協会が別に定めるものとする。

- 4 巡回指導の実施に当たって、事業実施者に対し、様式5の巡回指導実施通知書を事前に送付するものとする。
- 5 巡回指導は、保育士資格を有する者など、児童の処遇等の保育内容等に係る知識と経験を有する巡回指導員が実施するものとする。協会は、巡回指導員の標準化を図るために、巡回指導を行う前に研修を実施する。
- 6 巡回指導を行う者は、こども家庭庁と協議の上、協会が別に定める身分を証明する証票を携帯するものとする。
- 7 巡回指導は、施設の運営の責任者や保育従事者等からの保育内容等に関する聞き取りや相談のほか、保育の計画等の資料を閲覧し実施するものとする。

## 第6 巡回指導の結果の処理

- 1 巡回指導を実施した者は、巡回指導時における助言・指導のほか、必要に応じて、巡回指導終了後、現地において関係者の出席を求めて結果の講評及び必要な助言・指導を行うものとする。
- 2 巡回指導を実施した者は、速やかに実施した巡回指導の内容及び結果について様式6の巡回指導報告書を作成するとともに、協会に提出するものとする。

なお、巡回指導を実施した者は、巡回指導会議に出席し、巡回指導の結果を報告するものとする。

巡回指導会議において、巡回指導報告書を確認した上で、現地における状況等に基づき、保育内容等に問題があると認める場合には、これに対する対応方針を検討、決定し、こども家庭庁に報告する。
- 3 巡回指導会議において、必要があると決定した場合には、施設に対する指導・監査や再度の巡回指導の実施のほか、電話等の方法によるその後の施設の状況の確認等の対応を行うものとする。

## 第7 地方公共団体との連携

- 1 協会は、事業実施者における適正な保育内容及び保育環境の確保並びに保育の質の向上等を図る観点から、指導・監査等の実施に関して地方公共団体と連携を図ることとする。
- 2 指導・監査等の実施に当たっては、必要に応じて、地方公共団体に対して指導監督等の業務に精通した職員、保育士等の同行依頼や、指導・監査等の合同実施の依頼を行うものとする。

- 3 実施計画の策定に当たっては、協会から地方公共団体に実施計画に関する情報提供を行うなどにより、可能な限り地方公共団体が行う指導監督の計画等と調整を図るものとする。
- 4 協会は、指導・監査等の日程や結果等について、地方公共団体に情報共有を行うものとする。協会から地方公共団体に対し、指導・監査等の結果の情報提供を行う場合には、様式7の指導・監査等結果情報提供書により行うものとする。また、地方公共団体が行った指導監督の結果等について、協会は地方公共団体に対し情報提供を求めるものとする。
- 5 複数回にわたる改善指導を行ってもなお改善が見られない場合等必要があると認めるときは、協会は様式8の指導・監査等に関する通報書により、地方公共団体にその旨を通報するものとする。

## 第8 指導・監査等の結果等の類型化・分析と公表

指導・監査等の結果等については、協会のホームページにおいて公表するとともに、改善指導の指摘事項等の類型化・分析を行い、事業実施者に対する周知啓発を行うものとする。

## 第9 その他

- 1 協会は、施設ごとに、指導・監査等の内容及び結果について必要な記録を整備するものとする。
- 2 指導・監査等は、従前に実施した指導・監査等の内容及び結果などを踏まえ、当該施設の問題点その他必要とする事項について事前に検討を行い、指導・監査等の効果的な実効に期すものとする。
- 3 協会は、指導・監査等により施設内で不正等が行われていると思料する場合は、こども家庭庁と協議し、弁護士と必要な対応を検討するとともに、必要に応じ警察等と連携を図るものとする。
- 4 協会は、指導・監査の実施結果に基づき助成決定の取消しその他必要な措置が講じられる場合には、当該施設が運営を停止した場合などに備え、施設所在地の近隣市区町村や近隣企業主導型保育施設と連携を行いつつ、利用児童の受入れ先の確保等について調整を図るものとする。
- 5 協会は、指導・監査等を実施する者に対し、業務の質の向上等を目的とした研修を行うものとする。
- 6 協会は、指導・監査等においてこども家庭庁に報告が必要な事案が発生した場合や、こども家庭庁から報告を求められた場合には、随時必要な報告を行うとともに、こども家庭庁と協議の上、当該事案の対応を行うものとする。

- 7 この基準に定めるもののほか、協会の指導・監査等の実施において必要と認められる事項については、こども家庭庁と協議の上、協会が定めるところによるものとする。
- 8 企業主導型保育施設の継続的かつ安定的な実施には、事業実施者の経営基盤及び財務状況が大きく影響し、財務健全性が確保されていることが極めて重要であることから、協会は、指導・監査等に加えて、事業実施者の財務健全性の確保状況に係る確認を行うものとする。また、当該確認に当たって、協会は、事業実施者に対し、事業実施者及びその関連機関の直近3期における確定済みの財務諸表の提出を求めることができるものとする。

なお、関連機関とは、事業実施者の運営する企業主導型保育施設の共同設置者及び事業実施者と100%同一の資本に属するグループ企業又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社若しくは関連会社の関係にある機関を指す。

様式 1

立入調査実施通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

施設名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

事業実施者 \_\_\_\_\_ 様

運営事業者 \_\_\_\_\_ 様

公益財団法人児童育成協会

理事長 〇〇 〇〇

(公 印 省 略)

こども家庭庁からの委託を受けて、企業主導型保育事業指導・監査等基準に基づき、次のとおり立入調査を実施するので通知します。

なお、企業主導型保育事業指導・監査等基準の第3の5に規定する自主点検表、利用乳幼児・職員に係る確認リスト、及び登降園簿・職員出退勤記録を立入調査実施日の10営業日前までに提出いただくようお願いします。

1 実施日

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ( ) 00 : 00～

2 対象期間

前年度から今年度立入調査時点まで

3 立入調査担当者名

〇〇 〇〇

〇〇 〇〇

(再委託機関が実施する場合)

※ この立入調査は、当協会が再委託した(事業者名及び代表者名)が実施します。

様式2

指導・監査復命書

報告日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
報告者 児童育成協会  
〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇  
(再委託実施) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇

企業主導型保育事業に係る指導・監査(〇〇)を実施したので、次のとおり復命します。

1 実施日

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ( ) 00 : 00 ~ 00 : 00

2 指導・監査担当者

〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇

3 対象施設名等

施設名 :

所在地 :

開所日 :

定員 :           名    現員 : (従業員枠、地域枠の別)

事業者 :

運営者 :

4 主たる対応者

職名 : 〇〇〇

氏名 : 〇〇 〇〇

5 前回指導・監査における文書指摘事項

- ・
- ・

6 今回指導・監査における主な指摘事項（重要と判断される事項）

- ・
- ・

7 別添：指導・監査評価基準

様式3

立入調査結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

施設名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

事業実施者 \_\_\_\_\_ 様

運営事業者 \_\_\_\_\_ 様

公益財団法人児童育成協会

理事長 〇〇 〇〇

(公 印 省 略)

企業主導型保育事業指導・監査等基準に基づき、令和〇〇年〇〇月〇〇日に実施した立入調査の結果について、次のとおり改善を要する事項が見受けられましたので、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに回答いただくようお願いします。

なお、改善事項については、改善是正を検討・報告したときの理事会等の議事録の写しや具体的な改善内容が分かる資料等の添付を必ずお願いします。

また、改善に時間を要する事項については、理由を付した上で、改善計画の添付を必ずお願いします。

改善を要する事項

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

様式 4

改善報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人児童育成協会

理事長 〇〇 〇〇 様

施設名

所在地

事業実施者

運営事業者

令和〇〇年〇〇月〇〇日付で受領した立入調査結果通知書に記載された改善を要する事項について、次のとおり改善を図りましたので資料を添えて報告します。

なお、〇〇〇〇〇については、改善に時間を要するので、改善計画を添付します。

番号	改善を要する事項	対応結果	添付資料等の有無
1			
2			
3			
4			
5			

様式5

巡回指導実施通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

施設名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
事業実施者 \_\_\_\_\_ 様  
運営事業者 \_\_\_\_\_ 様

公益財団法人児童育成協会  
理事長 〇〇 〇〇  
(公 印 省 略)

こども家庭庁からの委託を受けて、企業主導型保育事業指導・監査等基準に基づき、次のとおり巡回指導を実施するので通知します。

- 1 実施日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日 ( ) 00 : 00～
- 2 巡回指導担当者名  
〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇

(再委託機関が実施する場合)

※ この巡回指導は、当協会が再委託した（事業者名及び代表者名）が実施します。

様式6

巡回指導報告書

令和 年 月 日

巡回指導員：

施設名	
巡回時間帯	: ~ :
施設対応者	
所在地	

<巡回指導結果>

1 助言・指導内容

2 その他（特記事項等）

様式7

指導・監査等結果情報提供書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(地方公共団体名) 御中

公益財団法人児童育成協会

理事長 〇〇 〇〇

(公印省略)

こども家庭庁からの委託を受けて、当協会において実施した(事業者名及び施設名)に係る指導・監査等(〇〇)の結果について、次のとおり情報提供します。

1 指導・監査等実施日

令和〇〇年〇〇月〇〇日,

2 対象期間

令和(平成)〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 主な指摘事項等(重要と判断される事項)

- ・
- ・
- ・

様式 8

指導・監査等に関する通報書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(地方公共団体名) 御中

公益財団法人児童育成協会

理事長 〇〇 〇〇

(公 印 省 略)

(事業者名及び施設名) については、こども家庭庁からの委託を受けて、令和〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇に係る指導・監査等(〇〇)を実施し、複数回にわたる改善指導を行ってきたが、改善が図られないため、次のとおり通報します。

1 指導・監査等実施日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 対象期間

令和(平成)〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 主な未改善事項

- ・
- ・
- ・